年　　月　　日

公益社団法人岐阜県森林公社

森のジョブステーションぎふ無料職業紹介所　　宛

事業所名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象※ に該当しません。＊ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に１つでも該当する場合をいいます。

また、対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令 違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291115首01）※ により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

【チェックシート】

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✔」）を記入してください。 なお、以下のうち１つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

|  |
| --- |
| １．労働基準法および最低賃金法関係（１）過去１年間に２回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、 □ａ 当該違反行為を是正していない。 □ｂ 是正してから６カ月が経過していない。（２）違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、 □ａ 当該違反行為を是正していない。 □ｂ 是正してから６カ月が経過していない。（３）対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、 □ａ 当該違反行為を是正していない。 □ｂ 送検後１年が経過していない。 □ｃ 是正してから６カ月が経過していない。２．職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係（１）対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表※され、 □ａ 当該違反行為を是正していない。 □ｂ 是正してから６カ月が経過していない。 ※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の２の規定による。３．項目１および項目２共通（１）求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、①労働基準監督署による是正勧告、②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、 □ａ 当該違反行為を是正していない。 □ｂ 是正してから６カ月が経過していない。 |